

保健福祉課
障害者福祉課
健康推進課
子ども家庭課
児童相談所設置準備担当
保育政策課

児童相談所設置市が処理する事務について

区は、児童相談所を設置する市（区）に政令指定され、令和3年4月1日に児童相談所設置市になります。

児童相談所設置市においては、児童相談所における相談業務のみならず、援助活動を実施するための児童福祉施設の設置の認可、里親の認定等を一貫して行うことが必要であることから、都道府県が処理する事務で政令に定めるものは児童相談所設置市が処理することとなっています。

こうしたことから、令和3年4月1日に16の事務が東京都から区へ移管されます。

1 児童相談所設置市が処理する事務（16事務）

- (1) 児童福祉審議会の設置に関する事務
- (2) 里親に関する事務
- (3) 児童委員に関する事務
- (4) 指定療育機関に関する事務
- (5) 小児慢性疾患の医療の給付に関する事務
- (6) 障害児入所給付費の支給等に関する事務
- (7) 児童自立生活援助事業に関する事務
- (8) 児童福祉施設に関する事務
- (9) 認可外保育施設に関する事務
- (10) 小規模住居型養育事業に関する事務
- (11) 障害児通所支援事業に関する事務
- (12) 一時預かり事業・病児保育事業に関する事務
- (13) 障害福祉サービス等情報公開に関する事務
- (14) 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに関わる事務
- (15) 特別児童扶養手当に係る判定事務
- (16) 療育手帳に係る判定事務

2 今後のスケジュール（予定）

令和2年11月 港区議会第4回定例会 条例案提出

（児童相談所設置市が処理する事務に関連する条例）

令和3年 4月1日 港区児童相談所開設、児童相談所設置市が処理する事務の開始

児童相談所設置市が処理する16事務の事務概要

別紙

No.	事務名	区が新たに処理する事務の内容	区民や関係団体等への影響 (申請や相談窓口等の変更)	令和2年度 準備所管課
①	児童福祉審議会の設置に関する事務	児童福祉審議会の所掌する事務（①里親の認定、②子どもの権利擁護、③保育所等の認可、④児童虐待死亡事例等検証など）について、調査審議します。区では、毎月1回定例会を開催し、必要に応じて臨時会や部会を開催します。	—	子ども家庭課
2	里親に関する事務	里親希望者に対し、説明や研修を実施するとともに家庭状況の聴き取りや家庭訪問を行い、里親認定基準に該当するかを確認し、児童福祉審議会に諮問します。児童福祉審議会において適格とされた者を里親として認定します。	里親希望者の相談・申請先が、東京都から区に変更となります。	児童相談所設置準備担当
3	児童委員に関する事務	児童委員の職務に関する指導監督及び研修を行います。実施にあたっては、これまで同様、民生委員に関する事務と一体的に行います。	—	保健福祉課
4	指定療育機関に関する事務	指定療育医療機関の指定を行うとともに、医療費の支払等を行います。（区内指定療育医療機関なし）	指定療育医療機関の申請先が東京都から区に変更となります。	健康推進課
⑤	小児慢性疾患の医療の給付に関する事務	区に小児慢性特定疾病審査会を設置し運営するとともに、小児慢性特定疾病医療費の支給認定、医療受給者証の交付・更新・再交付、指定医療機関の指定、指定医の指定、指定医療機関への医療費の支払い、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を行います。	受給者証の発行が東京都から区に変更となります。	健康推進課
⑥	障害児入所給付費の支給等に関する事務	障害児入所給付の対象となる障害児入所施設の指定・更新に係る事務を行うとともに、施設への入所の決定や施設に対する入所給付費、医療費、措置費等を支払います。	区民の入所に係る申請先が東京都から区に変更となります。	障害者福祉課 児童相談所設置準備担当
7	児童自立生活援助事業に関する事務	児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）について、次の事務を行います。 ・事業の届出を受理します。 ・事業の安定した実施と業務の質の確保のため、指導検査を実施します。 ・事業の実施において不当な行為等があった場合には、制限又は停止を命令します。 ・施設等で事故等が発生した場合、事業実施者等に対する報告の徴収を行います。	事業の届出等の申請先が東京都から区に変更となります。	児童相談所設置準備担当
⑧	児童福祉施設に関する事務 (児童福祉施設の設置認可等を行う。)	(1) 助産施設 区内：2施設（社会福祉法人恩賜財団母子愛育会総合母子保健センター愛育病院、東京都済生会中央病院）	児童福祉施設の認可手続等の申請先が東京都から区に変更となります。	子ども家庭課
		(2) 乳児院 区内：2施設（慶福育児会麻布乳児院、東京都済生会中央病院附属乳児院）		児童相談所設置準備担当
		(3) 母子生活支援施設 区内：1施設（港区立母子生活支援施設メゾン・ド・あじさい） ※令和3年4月1日開設予定		子ども家庭課
		(4) 保育所 区内：76施設（分園は本園に含みます。また、保育所型認定子ども園1施設も含みます。）		保育政策課
		(5) 児童厚生施設 区内：14施設（児童館11施設、児童遊園3施設）		子ども家庭課
		(6) 児童養護施設 区内該当施設なし		児童相談所設置準備担当
		(7) 福祉型障害児入所施設 区内該当施設なし		障害者福祉課

No.	事務名	区が新たに処理する事務の内容		区民や関係団体等への影響 (申請や相談窓口等の変更)	令和2年度 準備所管課
8	児童福祉施設に関する事務 (児童福祉施設の設置認可等を行う。)	児童福祉施設について、次の事務を行います。 ・施設の認可申請について、審査します。 ・施設の内容変更や、廃止又は休止の承認をします。 ・施設の安定した運営と業務の質の確保のため、指導検査を実施します。 ・施設等で事故等が発生した場合、設置者等に対する報告の徴収を行います。 ・施設の認可取消しを行います。	(8) 医療型障害児入所施設 区内該当施設なし	児童福祉施設の認可手続等の申請先が東京都から区に変更となります。	障害者福祉課
			(9) 福祉型児童発達支援センター 1施設(港区立児童発達支援センター)		障害者福祉課
			(10) 医療型児童発達支援センター 区内該当施設なし		障害者福祉課
			(11) 児童心理治療施設 区内該当施設なし		児童相談所設置準備担当
			(12) 児童自立支援施設 区内該当施設なし		児童相談所設置準備担当
			(13) 児童家庭支援センター 区内該当施設なし		児童相談所設置準備担当
9	認可外保育施設に関する事務	認可外保育施設に係る届出受理、検査等の監督、指導監督基準を満たす旨の証明書発行等の事務を行います。		認可外保育施設の設置等に係る届出先が東京都から区に変更となります。	保育政策課
10	小規模住居型養育事業に関する事務	小規模住居型養育事業(ファミリーホーム)の届出希望者に必要書類及び現地の確認を行い、児童を適切に養育できるか調査し、届出を受理します。児童を受託しているファミリーホームに対しては、必要に応じて検査を行い、児童の処遇において不当な行為を行ったときは適切に事業の制限・停止を命じます。		小規模住居型養育事業に係る届出先が東京都から区に変更となります。	児童相談所設置準備担当
11	障害児通所支援事業に関する事務	障害児通所支援事業の指定・更新、検査、制限又は停止に係る事務を行います。		認可手続等の申請先が東京都から区に変更となります。	障害者福祉課
12	一時預かり事業・病児保育事業に関する事務	一時預かり事業や病児保育事業に係る届出等の事務を行います。		一時預かり事業の実施等に係る届出先が東京都から区に変更となります。	保育政策課
13	障害福祉サービス等情報公開に関する事務	障害児入所施設、通所支援事業者の所在地等の基本情報のほか、権利擁護の取組みや運営情報の公開を行います。		運営情報公開の事務が東京都から区に変更となります。	障害者福祉課
14	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに関する事務	事業者からの事業許可申請について、審査基準に照らし審査し、事業許可証を発行します。また、養親希望者との契約締結時や縁組前養育の開始時などに報告を求めます。さらに、毎事業年度終了後2月以内に、事業報告書の提出を求めます。必要に応じ事業所その他の施設に立ち入り検査を行います。		養子縁組民間あっせん機関の手続等の申請先が東京都から区に変更となります。	児童相談所設置準備担当
15	特別児童扶養手当に係る判定事務	特別児童扶養手当を申請する際に必要な証明書を発行するための判定を行います。		判定機関が東京都児童相談センターから区児童相談所に変更となります。	児童相談所設置準備担当
16	療育手帳に係る判定事務	知的障害のある方に一貫した相談や各種援助を受けやすくするために東京都が発行する愛の手帳(療育手帳)の交付に係る判定を行います。判定結果を東京都心身障害者福祉センターに進達し、同センターで作成された愛の手帳を、区の児童相談所から申請者へ郵送交付します。児童相談所での判定は、18歳未満の児童に限ります。		判定機関が東京都児童相談センターから区児童相談所に変更となります。	児童相談所設置準備担当

※No.に○がついている事務は、港区議会第4回定例会で条例案を提出予定です。